

業務指示書

ベトナム国成果連動型地方開発事業（成果連動型事業実施支援）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 ウェブイク 行善 Unevikk.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月30日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 换算の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「換算」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、換算を認めません。

（○）以下の要件で、換算を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで換算を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで換算を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については換算を認めません。

（○）業務主任者（総括）について換算を認めます。ただし、業務主任者が換算の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の換算になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を換算することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの換算は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の換算にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは換算を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 換算として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、換算を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの換算として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地方開発・小規模インフラに関する有償資金協力事業

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地方開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地方・農業開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 資金協力スキーム／事業実施促進・モニタリング】

- 1) 類似業務の経験：有償資金協力実施促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業技術普及（穀物）】

- 1) 類似業務の経験：農業技術普及（穀物）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004628 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム（<http://jica.webex.com>）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地方開発

資金協力スキーム／事業実施促進・モニタリング
農業技術普及（穀物）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ベトナム国成果連動型地方開発事業（成果連動型事業実施支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／地方開発	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：資金協力スキーム／事業実施促進・モニタリング	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：農業技術普及（穀物）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムは、「ドイモイ（刷新）政策」導入以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げており、特に近年では旺盛な外国直接投資に牽引された第二次産業や第三次産業の進展により、毎年6%を超えるGDP成長率を達成している。それに伴い、同国全体の貧困率は著しい改善を見せているものの、都市・地方間の格差が大きな課題となっており、格差は正が安定的持続的成長の重要な鍵となっている。中でも、北部・北西部地域6省（ディエンビエン省、ライチャウ省、ソンラ省、ラオカイ省、イエンバイ省、ハザン省）（以下「対象6省」）は、少数民族が人口の約8割を占め、貧困率もいまだ20%~40%（2014年、ベトナム統計局）と高く、貧困削減重点地域とされている。

ベトナムでは、農村居住者の多くが不安定な農業収入に依存しており、農業開発を通じた生計向上が必要不可欠である。ベトナム政府は社会経済開発5カ年計画（2011~2015年）において農産品の生産性、品質および競争性の向上を通じた農業振興、貧困地域住民の生計向上、生活環境改善等を具体的な目標に掲げている。また、日本政府のベトナム国援助方針では、農水産物の生産性の向上、地域資源や立地条件を活かした産業育成、農水産品の高付加価値の促進等を方針として掲げている。

このような背景の下、JICAは、ディエンビエン省を対象として「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」（2010年8月から2015年7月）（NORRD）を実施した。同プロジェクトは、ディエンビエン省の農村開発を目標とし、主要農産物の栽培、収穫後処理、販売の方法およびアプローチの改善、水資源配分および灌漑施設管理の体制強化、関連する地方行政（省、郡、村の人民委員会）およびその下部組織、大衆組織や農業系企業の農村開発のための能力向上により、地方行政組織を核とした体制強化と農村開発の促進支援を実施した。その結果、パイロット集落において、水稻、大豆、とうもろこしともに収量が増加し、農薬、種子、肥料の量、間引き・補植の時間が減少する等、具体的な営農の改善が図られた。さらに具体的な成果物としては、この営農改善実績を踏まえた「栽培ガイドライン／マニュアル」と「水管理ガイドライン／マニュアル」（以下「両ガイドライン／マニュアル等」）が策定され、ディエンビエン省人民委員会にて2015年6月2日に正式に承認された。両ガイドライン／マニュアルは、自然条件・農業の特徴の似た対象6省においても適用可能であることが確認できており、今後ベトナム側自己資金による普及・展開が期待されるが、各省内の予算確保や政策的位置づけの維持・向上を促進する仕組みが必要と考えられる。これは、他の技術協力事業にも共通する課題であり、「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」（2010年7月から2014年6月）、「母子健康手帳全国展開プロジェクト」（2011年2月から2014年12月）、「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」（2012年7月から2016年3月）の展開も必要性が高い。

また、JICAはベトナムの「地方開発・成長促進」と「貧困削減・地方分権化」を支援するため、有償資金協力「地方開発・生活改善事業」、「貧困地域小規模インフラ整備事業」（Sector Program Loan（以下、SPL））を、1996年から合計6フェーズを実施した。対象6省においても、地方の道路、電力、給水、灌漑施設などの整備が実施され、生活環境の向上に効果が発現している。然しながら、地域経済振興を促進するた

めには更なる開発需要が確認できているものの、特に対象 6 省のような貧困省では予算制約のために十分なインフラ整備資金を手当てできておらず、支援ニーズは高い。他方、過去の SPL の教訓として、用地取得の遅れ・予算不足・その他各種手続き遅延等により、完工が大幅に遅れる事業が見られており、如何に各省や郡等の地方の実施機関の円滑な事業実施を促進するかが課題となっている。

以上の背景から、両ガイドライン／マニュアル等を含む、過去に実施した技術協力の普及実施状況（技術協力の成果普及を越側自己資金にて実施予定）、及び小規模インフラ事業の準備・実施状況の成果に応じて、対象 6 省の地方開発に必要なインフラを整備する「Performance-Based Financing」型の有償資金協力事業の実施が農業農村開発省（MARD）にて検討されている。限られた開発予算を効果的に配分するためには、開発需要に加え、農民の生計向上を含む包括的な地域経済振興に関する各省府の政策実施能力・達成状況を踏まえた、「Performance Based Budgeting System」の考え方を根付かせていく必要性が極めて高いと考えら、行政の効率化にも資すると期待される。

これまでの JICA・MARD・対象 6 省との協議において、農業、母子保健、人身取引の三分野・4 案件の技術協力の普及活動を対象 6 省が自己資金で実施することで既に合意をし、各省の活動計画（2016-2018 年）も文書にて作成・合意済である。また、円借款での実施が想定される小規模インフラ事業（灌漑、道路、上水、配電）も、各省の優先案件が既に特定され、今後各省の自己資金にて F/S や詳細計画が実施されていく予定である。そしてこれら技術協力の普及とインフラ事業の実施状況を、2017 年 4 月、2018 年 4 月、2019 年 4 月の 3 回に渡って評価をしていく予定であり、その際の評価指標・配点も作成・合意済である。

今後は、これら多岐にわたるセクターの活動を支援・モニタリング・評価していくことが必要であり、これら評価指標の更なる具体化（評価基準の作成）、モニタリング体制の構築及び実施、最低限の技術支援に対して、MARD より支援が要請されている。本事業で採用される Performance Base の仕組みは前例がなく、本専門家による支援が必要となっている。

2. 業務の目的

本業務は、Performance-Based Financing のモニタリング体制及び評価方法の策定支援を実施した上で、対象 6 省の自己資金で実施される技術協力 4 案件の普及活動（両ガイドライン／マニュアル等、Basic GAP、母子保健手帳、人身取引ホットライン）と円借款での支援される可能性のある小規模インフラ（道路、灌漑、上水、配電、約 50 件）の実施支援、MARD が実施するモニタリング及び評価を支援することを目的とする。

3. 対象都市

ディエンビエン省、ライチャウ省、ソンラ省、ラオカイ省、イエンバイ省、ハザン省（対象 6 省）

4. 相手国実施機関

農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下 MARD）、
ディエンビエン省人民委員会（Dien Bien Provincial People's Committee、以下

DB-PPC)、

ライチャウ省人民委員会 (Lai Chau Provincial People's Committee、以下 LC-PPC)、

ソンラ省人民委員会 (Son La Provincial People's Committee、以下 SL-PPC)

ラオカイ省人民委員会 (Lao Cai Provincial People's Committee、以下 LAC-PPC)

イエンバイ省人民委員会 (Yen Bai Provincial People's Committee、以下 YB-PPC)

ハザン省人民委員会 (Ha Giang Provincial People's Committee、以下 HG-PPC)

5. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務実施上の留意事項」に留意しつつ、「4. 業務の内容」に述べる内容の業務を実施するとともに、業務の進捗に応じ「6. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 評価方法詳細の検討

基本的な評価項目及び配点については既に MARD 及び対象 6 省と合意済であるが、それぞれの評価項目の評価基準（どの程度達成した際にどの程度の点数を与えるか）について検討すること。

(2) モニタリング体制の構築支援

2017 年及び 2018 年の評価に向けて、各活動のモニタリングを行う必要があるが、評価項目を踏まえつつ、モニタリングの実施体制、モニタリング項目、モニタリングフォームの検討支援を行うこと。

(3) 技術協力の普及活動

技術協力の普及活動は、対象 6 省自身の能力・資金によって実施され、コンサルタントはモニタリング及び評価する立場での活動を原則とするが、農業技術普及活動のための必要最小限の技術指導は、以下「業務の内容」に記す範囲にて実施すること。一方、母子保健と人身取引については、ベトナム側にトレーナーが既に存在することから、コンサルタントによる直接的な技術指導は想定していない。

(4) 小規模インフラ事業実施支援

過去の小規模インフラ事業において、対象省が作成した F/S 及び D/D の精度が低く、コストオーバーランや大幅な完工時期の遅れ等が見られた。かかる状況を極力回避すべく、対象 6 省が作成した F/S 及び D/D のレビューを可能な範囲で行うこと。

(5) 円借款コンサルタントへの引き継ぎ

本業務は、円借款で MARD に雇用されるコンサルタントに引き継がれることを想定しており、本業務にて収集した情報、支援した内容、並びに円借款事業の状況等を、円借款コンサルタントに対して十分に共有・引き継ぎを行うこと（現状、円借款コンサルタントは 2018 年 1 月に雇用される予定であり、それから同年 3 月までの間に引き継ぎを行うことを想定）。

(6) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA ベトナム事務所は、主要関係機関に対し調査内容・スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力をを行う。

受注者は、このために必要な情報やレター案等を、JICA ベトナム事務所に提供すること。

7. 業務の内容

【国内業務】

(1) 既存資料の収集及び分析

- ・ベトナムの自然・社会経済情勢の分析
- ・ベトナムの地方開発および農業開発に係る法制度、政策の収集・分析
- ・ベトナム全体の農業のトレンド（直近 20 年程度）にかかる分析（土地利用状況、農業就業人口、農家の所得および営農情況、主要農産物の種類とその生産量、栽培技術の現状、農産物の輸出入状況、灌漑施設の整備状況、農業の機械化等）
- ・JICA がこれまでに実施した地方開発、農業開発に関連する調査報告書の確認。
以下はその一部。
 - 1) 「ベトナム国北西部山岳地域農村生活環境改善マスター プラン策定調査」
 - 2) 「北部開発情報収集・確認調査」
 - 3) 「ベトナム国農水産業セクター情報収集・確認調査」
 - 4) 「ベトナム国北西部 6 省対象：農業生産性向上に向けたニーズ情報収集・確認調査」
- ・JICA がこれまでに実施した対象 6 省に関連する技術協力プロジェクト、有償資金協力事業の確認（事前評価、事後評価）。以下はその一部。
 - 1) 「母子健康手帳全国展開プロジェクト」（技術協力）
 - 2) 「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」（技術協力）
 - 3) 「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」（技術協力）
 - 4) 「造林計画策定・実施能力強化プロジェクト」（技術協力）
 - 5) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(I)」（有償資金協力）
 - 6) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」（有償資金協力）
 - 7) 「貧困地域小規模インフラ整備事業(III)」（有償資金協力）
 - 8) 「地方開発・生活環境改善事業 (I)」（有償資金協力）
 - 9) 「地方開発・生活環境改善事業 (II)」（有償資金協力）
 - 10) 「地方開発・生活環境改善事業 (III)」（有償資金協力）
 - 11) 「農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクト」（技術協力）
 - 12) 「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」（技術協力）
 - 13) 「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」（技術協力）
 - 14) 「北西部省医療サービス強化プロジェクト」（技術協力）
 - 15) 「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力）

【現地業務】

(1) Performance Based Financing に関する評価・資金配分・モニタリングの実施支援

1) 評価・資金配分

- ①MARD 及び対象 6 省と合意済の評価指標（インフラ、農業、人身取引、母子保健）に基づき、各指標の評価基準案を策定
- ②評価の際の情報収集体制、対象 6 省から出された評価関連情報の審査体制の策定支援
- ③上記作業で策定した評価基準及び体制に基づき、2017 年 4 月に予定されている第一回評価において、対象 6 省の活動（インフラ、農業、人身取引、母子保健）に対する評価（案）を作成・MARD と協議
- ④評価結果に基づき、資金配分額の算定及び対象となる小規模インフラ案件の選定支援
- ⑤2018 年 4 月及び 2019 年 4 月の評価に向けた各省の活動計画（インフラ、農業、人身取引、母子保健）の修正
- ⑥評価指標・評価基準の修正案の提案

2) モニタリング

- ①MARD 及び対象 6 省と合意済のモニタリング体制、評価指標、運用効果指標、並びにモニタリング指標に基づき、省レベルの各事業の Project Owner（農業農村開発局、保健局、労働傷病兵社会局、省レベル事業管理ユニット（PMU））から MARD に対する報告体制（レポーティングライン、頻度、具体的な情報量、フォーム）を構築支援
- ②上記作業で策定したモニタリング体制に基づき、対象 6 省の活動（インフラ、農業、人身取引、母子保健）モニタリング活動を実施
- ③円借款事業の資金管理体制（アドバンス方式）の構築支援

（2）両ガイドライン／マニュアル等の普及支援

1) ディエンビエン省

- ①両ガイドライン／マニュアル等を NORRD パイロット地区以外（4 districts）に展開するための普及員の能力向上支援（普及活動の計画立案・修正支援、普及員への技術指導、普及員の技術評価）
- ②両ガイドライン／マニュアル等の更なる改定支援

2) 他 5 省

- ①両ガイドライン／マニュアル等の紹介・導入及びパイロット地区（各省 3 districts）にて展開するための普及員の能力向上支援（訓練ニーズの把握、普及活動の計画立案・修正支援、普及員への技術指導、普及員の技術評価）
- ②両ガイドライン／マニュアル等と各省の既存のガイドライン・マニュアルとの統合支援・各省政府における承認支援

（3）Basic GAP 普及支援

Basic GAP (Good Agriculture Practice、上記農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクトにてマニュアルを作成) の紹介・導入及びパイロット地区にて展開するための普及員の能力向上支援（普及活動の計画立案支援、普及員への技術指導）

（4）小規模インフラ実施支援（灌漑、道路、上水、配電）

- ①各省レベルの PMU が作成する F/S·D/D に対する技術支援（対象 6 省合計 30-40 件程度、1 件当たり最大 2 億円程度の小規模インフラ建設事業）
- ②小規模インフラ各事業の O&M 体制構築支援（特に灌漑）

8. 成果品等

(1) 報告書等

ア インセプション・レポート

- ・提出時期：2016年10月中旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文5部、電子データ1部
- ・内容：業務の背景・経緯、業務の目的、業務の方針、業務の内容と方法（作業項目、手法）、作業計画（作業工程フォローチャート、日程等）、専門家の作業および作業期間、実施体制（現地の体制、国内支援体制）、提出する報告書とその目次案、JICAへの便宜供与依頼事項

イ プログレス・レポート1

- ・提出時期：2017年1月下旬
- ・部数：英文10部、越文20部、電子データ1部

ウ プログレス・レポート2

- ・提出時期：2017年5月中旬
- ・部数：英文10部、越文20部、電子データ1部

エ ドラフト・ファイナル・レポート

- ・提出時期：2017年12月中旬
- ・部数：英文5部、越文20部、和文要約5部、電子データ1部

エ ファイナル・レポート

- ・提出時期：2018年3月上旬
- ・部数：英文10部、越文20部、和文要約5部、電子データ1部

(2) その他提出物

ア 収集資料

- ・収集した資料、データおよびそのリスト
- ・提出時期：調査終了時
- ・部数：1部

イ 会議記録（協議記録M/M）

- ・コンサルタントとベトナム側の各種協議結果
- ・提出時期：その都度
- ・部数：1部、電子データ1部

ウ 業務月報

コンサルタントは業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、JICAベトナム事務所に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAベトナム事務所に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 詳細活動計画（WBS）

エ 業務フローチャート

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポートの印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタン

ト等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。ファイナル・レポート以外の報告書はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ア 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- イ 各調査報告書は、事前に案をJICAに提出し、承諾を得ること。
- ウ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨通過換算率とその適用年月日を記載すること。
- エ インセプション・レポート以外のレポートには、巻頭に要約を加えること。
- オ 調査報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- カ レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。
- キ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2016年10月に開始し、2018年3月上旬の完了を目処とする。調査実施工程及び各種報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

	2016年				2017年												2018年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国内作業1	[REDACTED]																		
	▲	I/R																	
現地作業	[REDACTED]	▲	DFR																
				▲ P/R1				▲	P/R2										
国内作業2																[REDACTED]		▲ FR	

2. 業務量の目処と業務従事者の構成

(1) 業務量の目処

約 73.0M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野は以下を想定している。調査内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要因構成がある場合は、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または、統合・分離について、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、業務実施上の必要に応じて現地にて通訳（英語↔ベトナム語、日本語↔ベトナム語）を雇用することを可とする。

- 1) 総括／地方開発：2号
 - 2) 資金協力スキーム／事業実施促進・モニタリング：3号
 - 3) 農業／普及（穀物）：3号
 - 4) 農業／水管理（灌漑・地方上水）
 - 5) インフラ／灌漑
 - 6) インフラ／道路
 - 7) インフラ／上水
 - 8) インフラ／配電
-
- 1) 総括／地方開発：地方（農村）開発の総合的知見・経験（農業、インフラ開発）を備え、調査及びプロジェクト管理の経験を有する者。Performance Based Financing 案件の実施に際し、ベトナム国の中央政府、地方政府の行政組織、指示命令系統、予算要求・配布・執行体制、農業関連部局及びインフラ関連部局の分掌業務に精通する者。また、地方インフラ開発、農作物栽培、営農に關

する基本的な知見も有することが望ましい。

- 2) 資金協力スキーム／事業実施促進・モニタリング：農業・インフラを含むセクター広い活動の実施促進・モニタリング・評価の経験を有する者。世界銀行等が既に実施している「Results-Based Financing」等の仕組みや、JICA の有償資金協力事業の資金管理にかかる基本的な知見を有する者。
- 3) 農業／普及（穀物）：20 年以上の農作物栽培、営農、普及の経験を備える者。特にコメ、大豆、メイズの知見は必須。野菜栽培（Basic GAP 含む）に関する基本的な知見も有すること。
- 4) 農業／水管理（灌漑・地方上水）：農民参加型水管理（PIM）の普及及び地方上水の運営に関する経験・知見を有する者。
- 5) インフラ／灌漑・道路・上水・配電：各セクターのインフラ整備事業の F/S 作成、D/D 作成、事業実施モニタリングの知見・経験を有する者。特に、山岳部での小規模かつ効果的なインフラ事業の検討・分析が出来る者が望ましい。

3. 現地再委託

「第2調査の目的・内容に関する事項」の「6. 調査の内容」のうち、必要な現地業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に現地再委託することを可とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。本委託は見積額に含めること。

4. 見積り条件

（1）通訳傭上費

英語 ⇄ 越語（もしくは日本語 ⇄ 越語）通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。

（2）技術支援要員傭上費

各業務従事者の現地活動において、現地支援要員が必要とされる場合は、その経費を見積もりに計上すること。

5. 調査用資機材輸出管理

本調査では調査用資機材については想定していないが、本調査実施のために現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材がある場合は、そのうちコンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

6. 業務実施における安全管理・連絡体制

現地調査期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整業務を十分に

行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 貸与資料

下記の資料を東南アジア大洋州部東南アジア第三課にて貸与します。

連絡先：03-5226-9080 担当：伊藤

「栽培ガイドライン／マニュアル」、「水管理ガイドライン／マニュアル」

「北西部山岳地域農村開発プロジェクト事業完了報告書」

「ベトナム国北西部 6 省対象：農業生産性向上に向けたニーズ情報収集・確認調査報告書」

8. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。本調査実施に当たり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA 東南アジア・大洋州部または JICA ベトナム事務所に連絡し協議すること。

9. 不正腐敗の防止について

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイド（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上